

## 阿賀野市告示第191号

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月29日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年阿賀野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「設置する」の次に「ものとし、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の任命及び活動等に必要な事項を定めるものとする」を加える。

第2条を次のように改める。

(隊員の種別と身分)

第2条 隊員の種別は次の号に掲げるとおりとし、その身分は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用する会計年度任用職員
- (2) 委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。） 市が委託する法人等の構成員又は個人事業主

第3条の見出しを「(任用又は委託)」に改め、同条中「任用」の次に「又は委嘱」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 推進要綱第3(1)④に規定する者で、本市に住民票を異動し、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者。なお、該当する転出地及び転入地については、別表のとおりとする。

第4条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) スポーツ・文化に関する活動

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11号を第17号とする。

第10条の見出しを「(任用型隊員の活動報告)」に改め、同条中「隊員」を「任用型隊員」に改め同条を第16号とする。

第9条を第15号とし、第8条を第14号とする。

第7条の見出しを「(任用型隊員の勤務条件)」に改め、同条中「隊員」を「任用型隊員」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

(任用型隊員の活動経費等)

第9条 市長は、任用型隊員の活動に要する経費を予算の範囲内で負担するものとする。

(委託型隊員の委嘱期間)

第10条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、委嘱期間が終了した者に委託型隊員を再度委嘱することができる。

(委託型隊員の身分及び勤務条件)

第11条 委託型隊員の身分は、受入団体等に雇用される者とし、市と委託型隊員の間  
に雇用関係は生じないものとする。

2 委託型隊員の勤務条件については、市と協議の上で、受入団体等が定めるものとする。

(委託型隊員の報酬等)

第12条 委託型隊員の活動に対する報酬等は、受入団体等が市の支払う委託料から支払う。

(委託型隊員の解任)

第13条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱期間の途中であっても、受入団体等と協議の上で、委託型隊員の委嘱を取り消し、解任することができる。

- (1) 協力活動に必要な適格性を欠く場合
- (2) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) 自己の都合により、解任願(第1号様式)を提出した場合
- (4) 法令に違反し、又は隊員活動を怠った場合
- (5) 隊員として、ふさわしくない行為等があった場合
- (6) 市と協議することなく住民票を異動(市内の異動を除く。)した場合
- (7) 受入団体等が業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

第6条の見出しを「(任用型隊員の解任)」に改め、同条中「隊員」を「任用型隊員」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(任用型隊員の任期)」に改め、同条中「隊員」を「任用型隊員」に改め、同条ただし書き中「再任」を「市長が必要と認めるときは、再任」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(関連業務の委託)

第5条 市長は、隊員の活動を適切に管理できると認める法人若しくは団体又は個人

業主（以下「受入団体等」という。）に隊員の活動管理等を委託することができる。この場合において、委託の内容（活動報告、委託料及び活動経費等を含む）については、受入団体等との協議により決定し契約するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、受入団体等に対し、委託料を支払う。

別表備考第1項中「区域」の次に「(ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村の区域を除く。）」を加える。

第1号様式中「第6条」を「第7条、第13条」に改める。

第2号様式中「第8条」を「第14条」に改める。

第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「第10条」を「第16条」に改める。

附 則

この告示は、令和7年9月29日から施行する。